

熊本市公報

第 1419 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
 熊本市総務局総務厚生課
 発行日 毎月 15 日・末日

目 次 告 示

○障害者総合支援法による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（告示第 44 号）	96
○市税督促状の公示送達（告示第 45 号）	96
○差押調書及び配当計算書の公示送達（告示第 46 号）	96
○障害者総合支援法による指定特定相談支援事業者の指定（告示第 47 号）	96
○児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定（告示第 48 号）	97
○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（告示第 49 号）	97
○身体障害者福祉法による医師の指定（告示第 50 号）	98
○障害者総合支援法による指定自立支援医療機関の指定（告示第 51 号）	98
○障害者総合支援法による指定自立支援医療機関の辞退（告示第 52 号）	98
○平成 27 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 53 号）	99
○放置自転車防止条例による廃物等の認定（告示第 54 号）	99
○放置自転車の売却等（告示第 57 号）	99
○保管した広告物又は掲出物件（告示第 58 号）	100
○証明書コンビニ交付サービスに係る収納事務の委託（告示第 60 号）	100
○障害者総合支援法による障害福祉サービス事業者の指定（告示第 62 号）	100
○生活保護法等による指定医療機関の指定（告示第 63 号）	101
○生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 64 号）	102
○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 65 号）	104
○生活保護法による指定医療機関の辞退（告示第 66 号）	105
○差押通知書及び配当計算書の公示送達（告示第 67 号）	105
○差押通知書及び配当計算書の公示送達（告示第 68 号）	105
○介護保険法による地域密着型サービス事業者等の指定（告示第 69 号）	106
○放置自転車の移動及び保管（告示第 70 号）	106
○差押通知書及び配当計算書の公示送達（告示第 71 号）	107
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 72 号）	107
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者等の廃止（告示第 73 号）	108
○放置自転車の移動及び保管（告示第 74 号）	108
○平成 27 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 75 号）	109
○平成 27 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 76 号）	109
○平成 27 年度後期高齢者医療保険料の公示送達（告示第 77 号）	109
○平成 27 年度介護保険料納付通知書の公示送達（告示第 78 号）	110
○会計管理者の事務の委任（告示第 80 号）	110

○市議会の招集（告示第 81 号）	110
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 82 号）	110
○児童福祉法による障害者通所支援事業者の指定（告示第 83 号）	111
○市道の区域決定（告示第 84 号）	111
○市道の供用開始（告示第 85 号）	111

公 告

○開発行為に関する工事の完了（公告第 68 号）	112
○開発行為に関する工事の完了（公告第 69 号）	112
○道路位置の指定の廃止（公告第 70 号）	112
○道路位置の指定（公告第 71 号）	112
○開発行為に関する工事の完了（公告第 72 号）	113
○開発行為に関する工事の完了（公告第 73 号）	113
○開発行為に関する工事の完了（公告第 78 号）	114
○開発行為に関する工事の完了（公告第 79 号）	114
○公開による意見の聴取の実施（公告第 81 号）	114
○開発行為に関する工事の完了（公告第 89 号）	114
○開発行為に関する工事の完了（公告第 90 号）	115
○開発行為に関する工事の完了（公告第 91 号）	115
○平成 27 年度熊本市農用地利用集積計画（第 1 1 号）（公告第 114 号）	115
○開発行為に関する工事の完了（公告第 116 号）	115
○開発行為に関する工事の完了（公告第 117 号）	116

東 区

○住民票の職権消除（東区告示第 3 号）	116
----------------------	-----

消 防 局

○熊本市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令（消防局訓令第 2 号）	116
--	-----

上 下 水 道 局

○熊本市上下水道局会計規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 1 号）	116
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 4 号）	117
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 5 号）	117
○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 6 号）	118

病 院 局

○平成 27 年度熊本市職員採用選考試験案内（医師）（病院局公告第 54 号）	118
---	-----

教 育 委 員 会

○教育委員会会議の開催（教委告示第 2 号）	118
------------------------	-----

農業委員会

○農業委員会総会の招集（農委公告第 2 号）	119
------------------------------	-----

告 示

告示第 4 4 号

平成 2 8 年 2 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 6 9 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	グレースメディカルクリニック	熊本市東区佐土原一丁目 1 6 番 3 6 号	平成 2 8 年 2 月 1 日 ～ 平成 3 4 年 1 月 3 1 日
2	シモカワ渡鹿調剤薬局	熊本市中央区渡鹿一丁目 1 7 番 1 9 号	平成 2 8 年 2 月 1 日 ～ 平成 3 4 年 1 月 3 1 日

告示第 4 5 号

平成 2 8 年 2 月 1 日

市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 督促状送達の効力の発生日
この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日
- 2 督促状の内容、送達を受けるべき者の住所及び氏名（記載省略）
1 件

告示第 4 6 号

平成 2 8 年 2 月 1 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 5 4 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 1 3 1 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（記載省略）
1 件
- 2 送達をする書類名
差押調書（謄本）
配当計算書

告示第 4 7 号

平成 2 8 年 2 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号の特定相談支援事業者を指定したので、同法第 5 1 条の 3 0 第 2 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 事業所の名称及び所在地
相談支援事業所 ぼちぼち
熊本市北区植木町植木 1 9 2 番地
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
株式会社ユアペース
熊本市北区下碓川町 1 9 1 6 番地 1 5
谷田 浩紀
- 3 指定年月日
平成 2 8 年 2 月 1 日

告 示 第 4 8 号

平成 2 8 年 2 月 1 日

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 6 第 1 項第 1 号の障害児相談支援事業者を指定したので、同法第 2 4 条の 3 7 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 事業所の名称及び所在地
相談支援事業所 ぼちぼち
熊本市北区植木町植木 1 9 2 番地
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
株式会社ユアペース
熊本市北区下碓川町 1 9 1 6 番地 1 5
谷田 浩紀
- 3 指定年月日
平成 2 8 年 2 月 1 日

告 示 第 4 9 号

平成 2 8 年 2 月 1 日

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 事業所の名称及び所在地
 - (1) そらひろ あさひのいえ
熊本市中央区薬園町 1 2 番 5 号
ライフサポートマンション薬園 1 階 1 0 0 号
 - (2) バナナランド
熊本市北区植木町一木 5 5 6 番地 2 4
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 株式会社ソラヒロ
熊本市中央区新屋敷二丁目 2 7 番 1 7 号 1 F
池田 英彦
 - (2) エムジ有限公司
熊本市北区植木町一木 5 5 6 番地 2 4
後藤 政樹
- 3 指定年月日
平成 2 8 年 2 月 1 日

- 4 障害児通所支援サービスの種類
放課後等デイサービス
- 5 主たる対象者
- (1) 特定なし
- (2) 重症心身障害児を除く障害児

告示第 5 0 号

平成 2 8 年 2 月 1 日

身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、熊本市身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年規則第 6 3 号）第 4 条の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医師氏名	診療科目	医療機関名	所在地	指定年月日
越智 文雄	整形外科	自衛隊熊本病院	熊本市東区東本町 1 5 - 1	平成 2 8 年 1 月 2 6 日
浅原 洋資	整形外科	あさはら整形外科	熊本市北区室園町 1 0 番 1 3 号	平成 2 8 年 1 月 2 6 日
牟田 大助	脳神経外科	済生会熊本病院	熊本市南区近見五丁目 3 - 1	平成 2 8 年 1 月 2 6 日
熊谷 譲	耳鼻咽喉科	熊谷耳鼻咽喉科医院	熊本市中央区南坪井町 4 - 1 9	平成 2 8 年 1 月 2 6 日

告示第 5 1 号

平成 2 8 年 2 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第 6 9 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	主として担当する医師・薬剤師名	指定年月日
熊本託麻台リハビリテーション病院	熊本市中央区帯山八丁目 2 番 1 号	整形外科	平田 好文	平成 2 8 年 2 月 1 日
桜木薬局	熊本市東区桜木四丁目 1 7 番 1 6 号	調剤	末永 あゆみ	平成 2 8 年 2 月 1 日
水前寺公園薬局	熊本市中央区水前寺公園 5 番 3 8 号	調剤	清田 麻起子	平成 2 8 年 2 月 1 日
錦ヶ丘調剤薬局	熊本市東区健軍本町 1 番 6 号	調剤	藤井 洋一郎	平成 2 8 年 2 月 1 日
めいご薬局	熊本市中央区南千反畑町 1 4 番 2 7 号	調剤	山下 香織	平成 2 8 年 2 月 1 日
熊本調剤薬局 平成店	熊本市南区平成二丁目 3 番 2 8 号	調剤	三島 秀樹	平成 2 8 年 2 月 1 日
そうごう薬局 島崎店	熊本市西区島崎二丁目 7 番 2 4 号	調剤	尾立 真里恵	平成 2 8 年 2 月 1 日
なないろ薬局 島崎店	熊本市中央区島崎一丁目 3 2 番 8 号	調剤	緒方 圭史	平成 2 8 年 2 月 1 日

告示第 5 2 号

平成 2 8 年 2 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 5 条に規定する医療機関の辞退の申出があったので、同法第 6 9 条第 3 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

指定医療機関	所在地	辞退する医 療の種類	主として担当する医 師（薬剤師）氏名	辞退年月日
ふきのとう薬局 熊大病院前店	熊本市中央区九品寺一丁目18番 14号	調剤	渡邊 穰	平成27年 11月30日

告 示 第 5 3 号

平成 28 年 2 月 2 日

平成27年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

該当年度	税目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成27	市県民税	5期	平成28年2月29日	3名

告 示 第 5 4 号

平成 28 年 2 月 3 日

熊本市放置自動車防止条例（平成14年条例第30号）第17条第2項の規定に基づき、廃物等として認定しようとする放置自動車を告示します。

熊本市長 大 西 一 史

1 放置場所	熊本市南区富合町清藤465番地2				
2 放置自動車の形状等	メーカー、車名	種別等	塗色	自動車登録 番号標等	車台番号
	ヤマハVMAX	小型自動二輪	黒	熊本ち75-21	JYA2WEE08 NA021673
3 保管場所	熊本市南区富合町清藤465番地2				
4 連絡先	熊本市環境局ごみ減量推進課事業ごみ対策室 熊本市中央区手取本町1番1号 電話番号 096-328-2111 内線2365				

告 示 第 5 7 号

平成 28 年 2 月 5 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条及び第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づいて移動及び保管した自転車を、同条例第14条第2項及び第16条第2項並びに同条例施行規則（昭和61年規則第7号）第18条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第17条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項
別表（登載省略）のとおり
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成28年2月5日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 99台

告 示 第 5 8 号

平成 2 8 年 2 月 5 日

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

撤去日	名称又は種類	数量	撤去場所	保管開始日	その他
1月18日	はり札等	2	戸島西	1月19日	
	立看板等	1	保田窪		
1月19日	はり札等	4	良町	1月20日	
1月21日	はり札等	9	植木滴水・楡木・清水亀井町・新生	1月22日	
1月22日	はり札等	5	良町・下通	1月23日	
1月25日	はり札等	3	長嶺南	1月26日	
1月26日	はり札等	6	楡木・若葉	1月27日	
	立看板等	1	九品寺		
2月1日	はり札等	25	昭和町・東本町・出水・八反田・近見	2月2日	
2月2日	はり札等	6	新南部・山ノ内・梶尾町・鶴羽田	2月3日	
保管場所 熊本市花畑別館（熊本市中央区花畑町3-1）					

告 示 第 6 0 号

平成 2 8 年 2 月 8 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき、使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 委託する歳入の種類及び受注者

委託する歳入の種類	受託者		
	所在地、住所	団体等名称	職名、氏名
熊本市手数料条例（昭和 2 5 年告示第 2 0 号）第 2 条第 1 項第 1 1 号に定める手数料	東京都千代田区一番町 2 5 番地	地方公共団体情報システム機構	理事長 西尾 勝
熊本市手数料条例第 2 条第 2 項に定める手数料	東京都千代田区一番町 2 5 番地	地方公共団体情報システム機構	理事長 西尾 勝

2 委託期間

平成 2 8 年 3 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで

告 示 第 6 2 号

平成 2 8 年 2 月 8 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 5 1 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 事業所の名称及び所在地

指定共同生活援助事業所 いこい計画

- 熊本市中央区渡鹿一丁目 1 番 1 号
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
株式会社熊本地域協働システム研究所
熊本市中央区内坪井町 3 番 1 号
宮田 喜代志
- 3 指定年月日
平成 28 年 2 月 8 日
- 4 障害福祉サービスの種類
共同生活援助
- 5 主たる対象とする障害の種類
知的障害者、精神障害者

告 示 第 6 3 号

平成 28 年 2 月 9 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
【医科】		
山崎内科 熊本市中央区渡鹿一丁目 18-88 医療法人やまさき 理事長 山崎 雅史	内科、消化器内科	平成 27 年 12 月 1 日
たぐち整形外科クリニック 熊本市東区山ノ神二丁目 14-91 医療法人結喜会 理事長 田口 学	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科	平成 27 年 12 月 1 日
【歯科】		
斎藤歯科医院 熊本市中央区中央街 4-24 医療法人社団斎藤歯科医院 理事長 齋藤 朗	歯科、小児歯科	平成 28 年 1 月 15 日
林歯科医院 熊本市中央区西阿弥陀寺町 1-1-1F 林 昭宏	歯科、矯正歯科、歯科口腔外科、小児歯科	平成 27 年 12 月 1 日
林田歯科医院 熊本市西区上熊本二丁目 10-22 林田 裕一	歯科	平成 27 年 11 月 8 日
【調剤】		
シモカワ渡鹿調剤薬局 熊本市中央区渡鹿一丁目 17 番 19 号 株式会社下川薬局 代表取締役 下川 泰	調剤薬局	平成 27 年 12 月 1 日

アイン薬局 熊本中央店 熊本市南区田井島一丁目11番22号 株式会社アインファーマシーズ 代表取締役 大石 美也	調剤薬局	平成27年11月1日
アイン薬局 富合店 熊本市南区富合町古閑959-1 株式会社アインファーマシーズ 代表取締役 大石 美也	調剤薬局	平成27年11月1日
【訪問看護】		
訪問看護ステーション湧水の郷 熊本市東区江津三丁目7-29 株式会社こころ 代表取締役 萩野 公一	訪問看護	平成27年11月18日
【柔道整復】		
あはな整骨院 南高江院 沖村 明 熊本市南区南高江2-11-16 沖村 明	柔道整復	平成27年12月21日
ひかり整骨院 増永 甲太 熊本県上益城郡嘉島町鯉1832-2 株式会社リアン 代表取締役 増永 甲太	柔道整復	平成28年1月12日
【はり・きゅう】		
おはな整骨院 帯山院 依田 達也 熊本市中央区帯山7-18-79 協同組合日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	はり・きゅう	平成28年1月4日
おはな整骨院 帯山院 宮城 皆子 熊本市中央区帯山7-18-79 協同組合日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	はり・きゅう	平成28年1月4日
おはな整骨院 帯山院 向大野 有加里 熊本市中央区帯山7-18-79 協同組合日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	はり・きゅう	平成28年1月4日
【あん摩・マッサージ】		
ほほえみ訪問マッサージ 副島 明彦 熊本市東区健軍三丁目12-7 コーポ田上107 八反田 英資	あん摩・マッサージ	平成28年1月7日
ほほえみ訪問マッサージ 福田 富士子 熊本市東区健軍三丁目12-7 コーポ田上107 八反田 英資	あん摩・マッサージ	平成28年1月7日

告示第64号

平成28年2月9日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

医療（施術）機関名称・所在地・開設者氏名		変更年月日	変更事由
【医科】			
新	熊本整形外科病院 熊本市中央区九品寺一丁目15番7号 社会医療法人社団熊本丸田会 仮理事 崎坂 誠司	平成27年12月18日	開設者
旧	熊本整形外科病院 熊本市中央区九品寺一丁目15番7号 社会医療法人社団熊本丸田会 理事長 坂口 満		
新	医療法人杏和会 城南病院 熊本市南区城南町舞原無番地 医療法人杏和会 理事長 内野 誠	平成28年1月6日	開設者
旧	医療法人杏和会 城南病院 熊本市南区城南町舞原無番地 医療法人杏和会 理事長 宮本 誠二		
【訪問看護ステーション】			
新	訪問看護ステーション みゆきの里 熊本市南区江越二丁目7-1 医療法人博光会 理事長 富島 三貴	平成27年11月1日	所在地
旧	訪問看護ステーション みゆきの里 熊本市南区御幸笛田六丁目7番40号 医療法人博光会 理事長 富島 三貴		
【柔道整復・はりきゅう】			
新	今川鍼灸整骨院 熊本市東区新生一丁目3-20 今川 水也	平成27年7月21日	所在地
旧	今川鍼灸整骨院 熊本市東区昭和町1-30内村不動産ビル1F 今川 水也		
新	ひがし鍼灸整骨院 熊本市中央区本庄六丁目16-41 ビルコム本荘1階 東 大輔	平成28年1月6日	名称
旧	東整骨院 熊本市中央区本庄六丁目16-41 ビルコム本荘1階 東 大輔		
新	ひがし鍼灸整骨院 熊本市中央区本庄六丁目16-41 ビルコム本荘1階 東 大輔	平成28年1月6日	所在地
旧	ひがし鍼灸整骨院 熊本市南区野口2-2-22 東 大輔		

【あん摩・マッサージ】			
新	はあと在宅マッサージ 熊本市北区楠二丁目7-13-403 藤田 聡	平成27年12月21日	所在地
旧	はあと在宅マッサージ 熊本市北区榎木三丁目8-3A201 藤田 聡		

告示 第 6 5 号

平成 2 8 年 2 月 9 日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
【医科】	
山崎内科 熊本市中央区花畑町7-5 医療法人やまさき 理事長 山崎 雅史	平成27年11月30日
川野胃腸科内科 熊本市中央区本山一丁目6-19 川野 芳朗	平成27年12月25日
たぐち整形外科クリニック 熊本市東区山ノ神二丁目14-91 田口 学	平成27年12月1日
【歯科】	
林田歯科医院 熊本市西区上熊本二丁目11-22 林田 裕一	平成27年11月7日
林歯科医院 熊本市中央区呉服町3-37 林 昭宏	平成27年11月30日
【薬局】	
アイン薬局 熊本中央店 熊本市南区田井島一丁目11番22号 株式会社アインファーマシーズ 代表取締役 大谷 喜一	平成27年10月31日
アイン薬局 富合店 熊本市南区富合町古閑959-1 株式会社アインファーマシーズ 代表取締役 大谷 喜一	平成27年10月31日
【薬局】	
ふきのとう薬局 熊大病院前店 熊本市中央区九品寺一丁目18-14 株式会社花ひつじ 代表取締役 松岡 由理	平成27年11月25日

告 示 第 6 6 号

平成 28 年 2 月 9 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により次の指定医療機関から辞退の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 3 号の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	辞退年月日
【はり・きゅう】	
井上鍼灸療院 熊本市中央区横手一丁目 13-95 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	平成 27 年 12 月 31 日
【あん摩・マッサージ】	
井上鍼灸療院 熊本市中央区横手一丁目 13-95 熊本市鍼灸マッサージ師会 会長 高橋 武良	平成 27 年 12 月 31 日

告 示 第 6 7 号

平成 28 年 2 月 9 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 131 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
1 件
- 2 送達をする書類名
差押調書（謄本）
配当計算書

告 示 第 6 8 号

平成 28 年 2 月 9 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 131 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
1 件
- 2 送達をする書類名
差押調書（謄本）
配当計算書

告 示 第 6 9 号

平成 2 8 年 2 月 9 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 2 条の 2 第 1 項本文の指定及び同法第 5 4 条の 2 第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条の 1 1 及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 1 4 並びに同法第 1 1 5 条の 2 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 3 1 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4 3 9 0 1 0 1 6 7 5	認知症デイサービス あいのて 熊本市南区田迎一丁目 7 番 2 0 号	株式会社ヴィーヴル 代表取締役 三宅 眞理子 熊本市南区田迎一丁目 7 番 2 0 号	平成 2 8 年 2 月 5 日	認知症対応型 通所介護
4 3 9 0 1 0 1 6 7 5	認知症デイサービス あいのて 熊本市南区田迎一丁目 7 番 2 0 号	株式会社ヴィーヴル 代表取締役 三宅 眞理子 熊本市南区田迎一丁目 7 番 2 0 号	平成 2 8 年 2 月 5 日	介護予防認知 症対応型通所 介護

告 示 第 7 0 号

平成 2 8 年 2 月 9 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条及び第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動及び保管したので、同条例第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 自転車放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア	平成 2 8 年 1 月 4 日	銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア、西区二本木二丁目 5、中央区九品寺六丁目 5、中央区本庄五丁目 9、南区野郎一丁目 3、並木坂エリア
イ	平成 2 8 年 1 月 5 日	銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、中央区大江四丁目 1 8
ウ	平成 2 8 年 1 月 6 日	上通りエリア
エ	平成 2 8 年 1 月 7 日	手取エリア、新市街エリア、並木坂エリア
オ	平成 2 8 年 1 月 8 日	中央区水道町 8、東区三郎一丁目 1 4-1 4
カ	平成 2 8 年 1 月 1 2 日	銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア
キ	平成 2 8 年 1 月 1 3 日	新市街エリア、水道町エリア、中央区島崎二丁目 3 7
ク	平成 2 8 年 1 月 1 5 日	熊本駅駐輪場
ケ	平成 2 8 年 1 月 1 8 日	銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、東区花立二丁目 7
コ	平成 2 8 年 1 月 2 0 日	手取エリア、並木坂エリア
サ	平成 2 8 年 1 月 2 1 日	熊本駅高架下南側駐輪場、熊本駅高架下北側駐輪場、新水前寺駅東高架下駐輪場、東区八反田一丁目 1
シ	平成 2 8 年 1 月 2 2 日	銀座通りエリア、熊本駅高架下北側駐輪場、新市街エリア、西区春日三丁目熊本駅前、中央区南千反畑町 3、南区田迎二丁目
ス	平成 2 8 年 1 月 2 5 日	水道町エリア、並木坂エリア、北区麻生田三丁目 1 0
セ	平成 2 8 年 1 月 2 6 日	銀座通りエリア、市庁舎南側駐輪場、市庁舎北側駐輪場、上通自転車駐輪場、新市街エリア、中央区帯山三丁目 4、南区城南町阿高火の君橋
ソ	平成 2 8 年 1 月 2 7 日	南区富合町木原 8 8

- (2) 保管の場所 平成自転車保管所
 (3) 保管の期間 平成28年5月9日まで
- 2 移動・保管台数
 自転車 168台
- 3 返還事務を行う曜日・時間
 月曜日から土曜日まで
 午前10時から午後4時30分まで
 日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。
- 4 返還を受けるための必要事項
 自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。
- 5 連絡先（返還事務を行う場所）
 平成自転車保管所（電話 096-364-3910）
 熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告 示 第 7 1 号

平成 28 年 2 月 9 日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第131条第3号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
 1件
- 2 送達をする書類名
 差押調書（謄本）
 配当計算書

告 示 第 7 2 号

平成 28 年 2 月 10 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条の2の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11850	ケアプラス居宅介護支援センター 熊本市中央区神水二丁目7-12	株式会社ケアプラス 熊本市中央区神水二丁目7-12 イースト神水ビル2F 代表取締役 河野 淑孝	平成28年 2月12日	居宅介護支援

告 示 第 7 3 号

平成 28 年 2 月 10 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項及び同法第 115 条の 15 第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条の 11 及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 並びに同法第 115 条の 20 及び同法施行規則第 140 条の 31 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
43901 00214	多機能型居宅 玄気苑 熊本市中央区萩原町9-35	医療法人 日限会 熊本市中央区萩原町9-30 理事長 山本 藍	平成28年 2月15日	小規模多機能型 居宅介護
43901 00214	多機能型居宅 玄気苑 熊本市中央区萩原町9-35	医療法人 日限会 熊本市中央区萩原町9-30 理事長 山本 藍	平成28年 2月15日	介護予防小規模 多機能型居宅介 護

告 示 第 7 4 号

平成 28 年 2 月 10 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条及び第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動及び保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 自転車放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア	平成 28 年 1 月 28 日	健軍ピアクレス、健軍駐輪場、健軍変電所前駐輪場、新水前寺駅西高架下駐輪場、中央区大江北町 6 味噌天神電停、中央区渡鹿八丁目 21
イ	平成 28 年 1 月 29 日	銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア
ウ	平成 28 年 2 月 1 日	銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、中央区八王寺町 10
エ	平成 28 年 2 月 2 日	銀座通りエリア、新市街エリア、水道町エリア、西区上熊本三丁目 1
オ	平成 28 年 2 月 3 日	上熊本駐輪場、西区上熊本三丁目上熊本仮設駐輪場、中央区南熊本三丁目南熊本駅前自転車駐車場

(2) 保管の場所 平成第 2 自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 28 年 5 月 10 日まで

2 移動・保管台数

自転車 196 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 1 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第2自転車保管所（電話 096-370-5606）
 熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告 示 第 7 5 号

平成28年2月10日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成27年度	12月期	451名
	11月期	7名

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成28年2月16日

告 示 第 7 6 号

平成28年2月10日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号）第9条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成27年度	12月期	156名

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成28年2月16日

告 示 第 7 7 号

平成28年2月10日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成27年度	12月期	12名

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成28年2月16日

告 示 第 7 8 号

平成 28 年 2 月 10 日

平成 27 年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	科目	期別	納期限	備考
平成 27 年度	介護保険料	1 月期	平成 28 年 2 月 29 日	公示送達者（登載省略） 1 名
		2 月期	平成 28 年 2 月 29 日	
		3 月期	平成 28 年 3 月 31 日	

告 示 第 8 0 号

平成 28 年 2 月 10 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項前段に基づき、会計管理者をして下表第 1 左欄に掲げる設置箇所において同表中欄に掲げる者に同表右欄に掲げる事務を委任したので同項後段の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 委任させる事務 下表第 1 のとおり
- 2 委任期間 告示日から平成 28 年 2 月 29 日まで

表第 1

設置箇所	出納員となるべき者	委任させる事務
各区役所総務企画課	課長	台湾南部地震災害に対する義援金の収納

告 示 第 8 1 号

平成 28 年 2 月 15 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条及び第 102 条の規定に基づき、市議会の定例会を次のとおり招集する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 期日 平成 28 年 2 月 22 日
- 2 場所 熊本市役所

告 示 第 8 2 号

平成 28 年 2 月 15 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「整備法」という。）附則第 11 条又は第 14 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第 5 条の規定（整備法附則第 1 条第 3 号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 大 西 一 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 11868	ケアプラス訪問介護ステーション 熊本市中央区神水二丁目7-12 イースト神水ビル 2F	株式会社 ケアプラス 熊本市東区健軍五丁目2-17 代表取締役 河野 淑孝	平成28年 2月22日	訪問介護
43701 11868	ケアプラス訪問介護ステーション 熊本市中央区神水二丁目7-12 イースト神水ビル 2F	株式会社 ケアプラス 熊本市東区健軍五丁目2-17 代表取締役 河野 淑孝	平成28年 2月22日	介護予防訪問 介護

告 示 第 8 3 号

平成 28 年 2 月 15 日

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所支援事業者を指定したので、同法第 21 条の 5 の 2 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一史

- 1 事業所の名称及び所在地
放課後等デイサービス トレサポ
熊本市中央区平成三丁目 17 番 28 号
- 2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
株式会社 ままこや
熊本市中央区琴平本町 8 番 12 号
山野井 恵摩
- 3 指定年月日
平成 28 年 2 月 15 日
- 4 障害児通所支援サービスの種類
放課後等デイサービス
- 5 主たる対象者
重症心身障害児を除く障害児

告 示 第 8 4 号

平成 28 年 2 月 15 日

市道の区域を次のように決定するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

整理番号	路線名	道路の区域		
		区間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
12- 1136	佐土原2丁目3丁目 第1号線	東区佐土原2丁目411番1地先から 東区佐土原3丁目414番1地先まで	0.8～7.3	279.6

告 示 第 8 5 号

平成 28 年 2 月 15 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

整理番号	路 線 名	道 路 の 区 域	供用開始の期日
		区 間	
1 2 - 1 1 3 6	佐土原2丁目 3丁目第1号線	東区佐土原2丁目411番1地先から 東区佐土原3丁目414番1地先まで	平成28年2月15日

公 告

公 告 第 6 8 号

平成 2 8 年 2 月 1 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区和泉町字崩平1203番1
498.90平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 6 9 号

平成 2 8 年 2 月 1 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区秋津町秋田字上道下171番2、171番7、171番10及び河川敷の一部
2,127.22平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区秋津町秋田171番地3
社会福祉法人 はちす福祉会
理事 坂門 秀隆

公 告 第 7 0 号

平成 2 8 年 2 月 1 日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を廃止したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

指定廃止の年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
平成27年12月18日	中央区水前寺4丁目36番2の一部	4.00	33.00
平成27年12月18日	中央区神水1丁目地内	4.00	66.23

公 告 第 7 1 号

平成 2 8 年 2 月 1 日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定をしたので同法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

指定番号 熊本市指令（建指）	指定年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
第H27- 023号	平成27年10月16日	東区御領5丁目606番1	4.03~ 4.52	28.59
第H27- 024号	平成27年10月28日	南区白藤2丁目183番6, 水路の 一部	4.02~ 5.01	35.23
第H27- 025号	平成27年11月6日	南区田迎6丁目64番1	4.00~ 4.02	22.36
第H27- 026号	平成27年11月16日	東区長嶺東5丁目1321番6	4.98~ 5.01	34.60
第H27- 027号	平成27年11月17日	東区長嶺東4丁目1405番3	4.01~ 4.03	29.47
第H27- 028号	平成27年11月24日	中央区帯山9丁目952番310, 952番315	4.42~ 6.01	54.51
第H27- 030号	平成27年12月11日	西区上代7丁目1249番4	4.10	28.55
第H27- 031号	平成27年12月14日	北区龍田2丁目705番2	4.16~ 5.23	32.65

公 告 第 7 2 号

平成 28 年 2 月 2 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区富合町小岩瀬字中島414番1
302.00平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 7 3 号

平成 28 年 2 月 2 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区鶴羽田四丁目1285番1、1285番2
1,516.84平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区馬渡二丁目12番36号
株式会社 サンタ不動産
代表取締役 丸本 文紀

公 告 第 7 8 号

平成 2 8 年 2 月 4 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町岩野字西原 1 6 0 番 1、1 6 0 番 2、1 6 1 番、1 6 2 番、1 6 2 番 2、1 6 3 番、1 6 4 番、1 6 5 番 1、1 7 1 番 1、1 7 3 番、1 7 4 番 1
8, 6 2 0. 2 4 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市長 大西 一史

公 告 第 7 9 号

平成 2 8 年 2 月 4 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町丹生宮字東新畝町 3 3 1 番 1
4 9 9. 9 9 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 8 1 号

平成 2 8 年 2 月 5 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 7 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を実施するため公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 日時
平成 2 8 年 2 月 1 0 日（水）午後 1 時 3 0 分から
- 2 場所
熊本市中央区花畑町 3 番 1 号
熊本市役所花畑町別館 1 階 中会議室
- 3 案件
THE LAST RESORT 水前寺建築協定の認可申請の件

公 告 第 8 9 号

平成 2 8 年 2 月 9 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区上南部二丁目 1 5 4 4 番
1, 8 2 7. 7 7 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区高平二丁目 1 4 番 5 3 号
株式会社 川崎ハウジング九州
代表取締役 若林 和彦

公 告 第 9 0 号
平成 2 8 年 2 月 9 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町轟字七本 2 2 5 5 番 1
4 2 6 . 1 2 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 9 1 号
平成 2 8 年 2 月 9 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区富合町榎津字居合 7 9 0 番 1
2 , 7 7 4 . 3 6 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
福岡県福岡市博多区博多駅前 3 丁目 2 番 1 号
ミサワホーム九州 株式会社
代表取締役 宮川 誠二郎

公 告 第 1 1 4 号
平成 2 8 年 2 月 1 5 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年度熊本市農用地利用集積計画第 1 1 号を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 縦覧場所
熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公 告 第 1 1 6 号
平成 2 8 年 2 月 1 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区長嶺東五丁目 9 1 5 番 4、9 1 6 番 4
1 , 8 4 1 . 4 6 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 1 1 7 号

平成 28 年 2 月 15 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区梶尾町字草木原 1587 番 3、1587 番 5
1, 613.28 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

東 区

東 区 告 示 第 3 号

平成 28 年 2 月 10 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 28 年 2 月 8 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市東区長 中 原 裕 治

以下、登載省略

消 防 局

消 防 局 訓 令 第 2 号

平成 28 年 2 月 10 日

熊本市消防署の組織に関する規程の一部を次のように改正する。

熊本市消防局長 西 山 博 之

熊本市消防署の組織に関する規程（昭和 54 年消防局訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1（登載省略）熊本市南消防署城南出張所の項中「熊本市南区城南町塚原 1727 番地 7」を「熊本市南区城南町さんさん 1 丁目 1 番地 1」に改める。

附 則

この訓令は、平成 28 年 2 月 25 日から施行する。

上 下 水 道 局

上 下 水 道 局 規 程 第 1 号

平成 28 年 2 月 15 日

熊本市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

熊本市上下水道局会計規程（平成 21 年上下水道局規程第 19 号）の一部を次のように改正する。
第 59 条の次に次の 1 条を加える。

第 59 条の 2 前条の規定は、令第 21 条の 11 第 1 項の規定により支出の事務の委託を受けた者について準用する。この場合において、前条第 2 項及び第 6 項中「出納室長」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

- 2 熊本市上下水道局事務分掌規程（昭和 42 年水道局規程第 11 号）第 4 条の規定により水道料金及び下水道使用料の還付に関する事務を分掌する課又はかいの企業出納員は、前項の者の当該支出

に関する帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局告示第 4 号

平成 28 年 2 月 1 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 28 年 2 月 1 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 28 年 2 月 1 日
- 2 下水を排除し、及び処理する区域
 - (1) 西部処理区
西区西松尾町、西区小島下町、西区小島五丁目、西区上高橋二丁目、西区花園七丁目、西区池上町、西区上代十丁目及び南区八分字町の各一部
 - (2) 富合処理区
南区富合町廻江の一部
 - (3) 植木処理区
北区改寄町、北区小糸山町、北区植木町植木及び北区植木町滴水の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
 - (1) 西部処理区
西区沖新町 4 9 4 4 番地 3
西部浄化センター
 - (2) 富合処理区
宇土市高柳町 1 3 8 番地
宇土終末処理場
 - (3) 植木処理区
北区鶴羽田町 1 2 番地 1
熊本北部浄化センター

上下水道局告示第 5 号

平成 28 年 2 月 10 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 22 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 740 号	合志市幾久富 1 6 5 6 番地 3 4 5 有限会社ホナミ 代表取締役 穂波 美津江	平成 28 年 1 月 26 日

第 7 4 1 号	熊本市東区長嶺南五丁目 3 番 9 - 1 0 2 号 有限会社柿興 代表取締役 柿田 勝喜	平成 2 8 年 1 月 2 6 日
-----------	--	--------------------

上下水道局告示第 6 号

平成 2 8 年 2 月 1 0 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 0 年水道局規程第 5 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 7 9 6 号	熊本市東区長嶺南五丁目 3 番 9 - 1 0 2 号 有限会社柿興 代表取締役 柿田 勝喜	平成 2 8 年 1 月 2 8 日

病 院 局

病院局公告第 5 4 号

平成 2 8 年 2 月 1 日

平成 2 7 年度熊本市職員採用選考試験案内について、次のとおり公告する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

- 1 試験名称 平成 2 7 年度熊本市職員採用選考試験（医師）
- 2 申込期間 平成 2 8 年 2 月 1 日（月）から平成 2 8 年 2 月 2 9 日（金）まで
- 3 試験区分、職種、採用予定者数

試験区分	職 種	採用予定者数
免許資格職	医師	1 人

- 4 試験案内配布場所 熊本市市民病院総務課
熊本市ホームページ及び熊本市市民病院ホームページにも試験案内を掲載する。

教 育 委 員 会

教 委 告 示 第 2 号

平成 2 8 年 2 月 8 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会 委員長 崎 元 達 郎

- 1 日時
平成 2 8 年 2 月 1 2 日（金）午後 2 時から
- 2 場所
市立図書館 2 階 集会室
- 3 議事
 - (1) 熊本市立小学校及び中学校の通学区域について
 - (2) 平成 2 7 年度熊本市一般会計（教育費）並びに特別会計（奨学金貸付事業会計）2 月補正予算について
 - (3) 平成 2 8 年度熊本市一般会計（教育費）並びに特別会計（奨学金貸付事業会計）当初予算について
 - (4) 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - (5) 市長の権限に属する事務の補助執行について
 - (6) 熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例の一部改正について

- (7) 熊本市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について
- 4 協議
- (1) 平成 28 年度熊本市教育方針（案）について
- 5 報告
- (1) 第 17 回タウンミーティングの意見交換内容について
- (2) 平成 27 年度教育委員会行政視察の実施状況について
- (3) 平成 28 年度熊本市立学校管理職採用選考試験の結果について
- (4) 植木図書館の開館時間延長試行状況の報告について
- (5) 広報広聴関係について

農 業 委 員 会

農 委 公 告 第 2 号

平 成 2 8 年 2 月 1 日

熊本市農業委員会総会会議規則（平成 24 年農委規則第 1 号）第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会 会長 森 日 出 輝

- 1 日時 平成 28 年 2 月 8 日（月）午後 3 時
- 2 場所 市役所 1 4 階大ホール
- 3 議題
- 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請（会許可分）
- 第 2 号議案 競売買受適格証明願（耕作目的：会許可）
- 第 3 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請
- 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請
- 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（11 号）
- 第 6 号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願
- 4 報告事項
- 5 その他

正誤表

公報の内容に誤りがあったので、次のように訂正する。

号	ページ	行	誤	正
1416	1778	6) の	。附則第 2 項及び第 3 項の規定を除く。) の